

となり、今は藥籠印籠とりかへて用

〔白石紳書一〕今の印籠は、魚袋に符を入れし遺制と、然る歟

〔嬉遊笑覽器用〕印籠は、下學集に、印籠同と見え、林逸節用集に、印籠印肉と見ゆ、同書に、藥籠も出た

り、今堆朱などにて、四方なる重匣を、印并印肉を入れる、物といひ、同じやうにて、形圓きを藥籠な

りとす、いづれも唐物なれば、其實は知り難し、此二色、本邦にては、ちがひ棚の飾などに置、また腰

に佩る印籠は、名のみにて、其用は藥入なれば、實は藥籠なり、安齋云、此物、もしは信長秀吉などの

頃、軍中の用意に、鎧の上帯に付る爲に作り出せし物にて、もあるべき歟などいへるは、わろし、尺

素往來に、丸藥等の事を云て、當世人々、火燧袋の底面に、小藥器之中、必齎持之、以不得貯爲恥辱候

とあり、又諸器を運ねたる處に、印籠、食籠とあるは、印の箱也、今古き印籠に、東山殿時代の時繪な

し、心得がた、安齋又云、室町殿の頃、殿中へ、刀に火打袋付て參ることなし、老人病者などは、藥を入

る爲に、御免を申て付候、由宗吾記に見えたり、今も御前へ、腰にさげ物して出る事は、制禁なり、

〔明良洪範二十三〕綱吉公、御能拜見仰せ付ラレ、登城セシ時、玄說、弟子ヲ以テ、平日用ユル、印籠ノ藥

ドモヲ、皆入替ヨト申付シ、弟子ニモ、此印籠コソ見苦シケレ、能印籠ノ有ニト云ナガラ、師命ノ如

ク、丹藥ドモ詰替ケル、扱御能拜見シ、御中入ノ節ニ、將軍家如何思召シケン、玄說ガ印籠御覽有ベ

シ、迎御取寄有シニ、用ヒ古セシ黒塗ノ印籠ナレバ、御笑ヒ有リ、内ヲ披カセラレシニ、名方ノ丹藥

ドモ、悉ク詰置テ、藥氣鼻ヲ通シケレバ、器ハ、籠相ナレドモ、醫ノタシナミコソ頼母シケレ、誰モ斯

コソ有ベケレ、玄說ハ、名醫程有テ、御感ジ遊バサレ、其印籠ヲバ戻サレ、御前へ召サレ、御手ヅカラ

壽ノ字ノ御印籠ヲ給ハリケリ、玄說ハ、存ジヨラザル仕合ニテ、家室ニモ傳ヘケリ、諸門人ニモ、カ

カル幸ヒニ逢事、偏ニ家業ノ事タシナミ厚キヨリ出タリ、御城へ召ル、カラハ、諸事改ムベキ事

ナリ、サレドモ、隱居ノ身ナレバ、光リ輝ハ如何ト、藥ハ家業ノ事ナレバ、念ヲ入ベキ所ヲ思ヒ、詰替